

# 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン



愛媛県警察本部



## はじめに

### ガイドラインの目的

県警では、犯罪の起きにくい社会づくりの実現のため、県民、事業者及び市町と一体となり、様々な施策に取り組んでいます。

その取り組みのなかで、公共空間の安全を図る上で、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、民間施設でも、防犯カメラの設置が進んでいます。また、他県のアンケート調査でも防犯カメラの設置は犯罪の防止に効果があったとの回答を得ているなど、防犯カメラは一定の効果があると認められます。

一方では、知らないうちに自己の容ぼう等が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。

そこで、県警では防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。



## 防犯カメラの設置及び運用に当たっての配慮事項

防犯カメラの設置については、県民等のプライバシーに十分配慮するため、次のとおり、防犯カメラの設置・運用に当たっての配慮事項を取りまとめました。

### 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的(犯罪の防止等)を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

### 2 撮影範囲、設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあります。そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めます。

### 3 防犯カメラを設置していることの表示

住民の皆さんにあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示します。

### 4 防犯カメラの管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定します。  
管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、

機器の操作等の業務を行わせます。

## 5 防犯カメラの設置者等(設置者及び管理責任者)の責務

設置者等の責務を、次のとおりとします。

### 設置者等の責務

- ① 撮影された画像の適正な管理
- ② 撮影された画像の提供の制限
- ③ 苦情への対応
- ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置を講じること。

## 6 撮影された画像の適正な管理

技術の進歩により、画像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。そこで、画像の流出、滅失、改ざん等の防止を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じるようにします。

- ① 録画装置や録画媒体(ビデオテープ、DVD、ハードディスク等)がある場所に施錠等を行い、画像情報の持ち出しができないようにします。
- ② 画像の保存期間は、それぞれの設置目的を達成する範囲内の必要最小限度の期間にします。
- ③ 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をするようにします。
- ④ 録画媒体を処分するときは、破碎又は、復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れないようにします。
- ⑤ 録画媒体を処分するときは、処分の日時、方法等を記録しておきます。

## 7 撮影された画像の提供の制限

県民のプライバシー保護のため、第三者への画像の提供は禁止します。

ただし、次の場合については提供できるものとします。

- ① 刑事訴訟法等の法令に基づく場合  
※ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会や弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会からの照会など
- ② 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合 ※ 行方不明者の安否確認など
- ③ 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

※ 画像を提供する場合は、提供の必要性を十分に検討する必要があります。  
その際、提供先から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行います。  
また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しておきます。

## 8 苦情への対応

県民等の不安感を解消するため、県民等からの苦情や問い合わせに対し迅速かつ適正に対応します。

○ 防犯カメラ設置運用要領の策定

県民のプライバシーに配慮するため、「防犯カメラ設置運用に関する要領」を定めるとともに、関係職員に研修等を実施し、運用要領の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識啓発を行います。



○ 個人情報保護法の遵守

防犯カメラにより撮影された画像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があることから、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱います。



○ 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、運用要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、運用を徹底します。



○ おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの活用とプライバシーの保護等との調和を図るため、最低限の必要な配慮事項をまとめたものです。

防犯カメラの設置に関しては、このガイドラインや運用要領をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて、必要な事項を追加するなど適正な設置運用に努めます。